

平成 22 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 日油株式会社
(コード: 4403 東証第 1 部)
代表者名 代表取締役社長 大池 弘一
問い合わせ先 経理部長 金万 敬一
(TEL 03-5424-6600)

会 社 名 日油技研工業株式会社
(コード: 4961 JASDAQ)
代表者名 代表取締役社長 山下 大四郎
問い合わせ先 取締役管理本部長 大嶋 久志
(TEL 049-231-2103)

日油株式会社による日油技研工業株式会社の 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

日油株式会社（以下「日油」といいます）および日油技研工業株式会社（以下「日油技研」といいます）は、下記のとおり、本日開催の両社取締役会において、平成 22 年 9 月 1 日を効力発生日として、日油を完全親会社、日油技研を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

本株式交換の結果、日油は日油技研の完全親会社となり、完全子会社となる日油技研の株式は、平成 22 年 8 月 27 日に上場廃止（最終売買日は平成 22 年 8 月 26 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

(1) 本株式交換の目的

日油は、固有技術をもとにした多面的な事業展開をはかり、ライフサイエンス、電子・情報、環境エネルギーの各分野に注力することで、バイオから宇宙まで幅広い分野で新しい価値を創造して持続的な成長と企業価値の増大を図り、人と社会への貢献に注力しております。

一方、日油技研は、昭和 55 年 12 月に日油より分離独立して設立され、日油が 66.67% を出資する上場子会社であります。日油技研は、温度管理用示温材、滅菌資材、トンネル掘削用補助資材、宇宙ロケット用火工品、化工材、閃絡表示器、海洋開発調査システム機器等「海洋から宇宙まで」極めて多岐にわたる分野へ製品を提供し、各分野において強固な事業基盤を築いてまいりました。

日油技研は、日油グループの中核をなす企業であり、これまで日油とは、密接な提携関係に基づいた関係の強化に取り組み、両社の強みを活かした事業の展開とシナジーの追求に注力してまいりました。しかしながら、昨今の両社を取り巻く経済・社会環境は一段と厳しさを増しており、さらなる発展のためにはグループ全体での経営資源の効率的・機動的な活用と迅速な経営判断が必要であり、今まで以上に密接な関係の下での事業運営が不可欠な状況となっております。

日油技研の経営は、これまでは特有の技術に基づいて、多岐にわたるニッチ市場志向の

事業展開を行いつつ、各事業の相互補完により、比較的安定的な事業基盤を築いてまいりました。しかしながら、企業成長の面から見ると、今後は、新製品開発を梃子に新規市場の開拓や海外市場への展開が早期に達成すべき重要な経営課題と考えております。

こうした課題を解決するために、日油と日油技研は、慎重に協議を重ねた結果、激変する経営環境の下で、日油技研が今まで通りの独立会社としての運営のままでは事業の大きな拡張、発展に限界があると判断いたしました。このため、日油が日油技研を完全子会社化することによって、日油グループとしての研究開発力やグローバル展開力、資材調達力、人材等を総合的に活用する新たな事業展開の中で、新商品の開発、お客様への新たな提案の実施、技術情報の共有化などを通して経営資源をより緊密に連携させることが必要で有効な施策であるとの結論に達しました。

完全子会社化により、迅速な経営判断と機動的な事業運営を行って両社の相乗効果を最大限に発揮することで、日油技研および日油グループ全体の企業価値の向上につながり、これまでも増して、関係株様のご期待にお応えすることが出来るものと判断して、本株式交換を実施することといたしました。

(2) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成22年9月1日をもって、日油は日油技研の完全親会社となり、日油技研は日油の完全子会社となります。

完全子会社となる日油技研の普通株式は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます）のJASDAQ等における株券上場廃止基準の特例に従い、所定の手続きを経て、平成22年8月27日に上場廃止（最終取引日は平成22年8月26日）となる予定です。上場廃止後は大阪証券取引所において日油技研の普通株式を取引することはできません。

(3) 上場廃止を目的とする理由および代替措置の検討状況

本株式交換の目的は、上記(1)に記載のとおりであり、日油技研の上場廃止そのものを目的とするものではありません。

日油技研の普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換により日油技研の株主の皆様は割り当てられる日油の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます）に上場されており、本株式交換後も取引所市場での取引が可能であることから、本株式交換により日油の単元株式数である1,000株以上の日油の普通株式の割当てを受ける株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

ただし、本株式交換により日油の単元株式数である1,000株に満たない日油の普通株式の割当てを受ける株主の皆様におかれましては、これらの単元未満株式を上記の取引所市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により単元未満株式の買増制度または単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取り扱いの詳細については、後記2.(3)(注3)をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条第1項および第2項の規定により、1株に満たない端数部分に応じた金額を交付します。かかる取り扱いの詳細については、後記2.(3)(注4)をご参照ください。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換に際して、日油は日油技研の発行済普通株式の66.67%を保有していることから、公正性を担保することを目的として、日油および日油技研はそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、

両社で検討・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

なお、当該第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性についての意見を表明するものではありません。

(5) 利益相反を回避するための措置

日油技研の取締役のうち、山本昭飛己氏は、日油の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の取締役会の審議および決議のみならず、日油技研の社内における本株式交換に係る一切の意思決定過程に参加しておりません。また、日油技研の監査役のうち河村博氏および町田秀樹氏は、日油の従業員を兼務しているため、上記の取締役会の審議には参加せず、意見表明を行っておりません。

以上に加え、日油技研は、TMI 総合法律事務所に、本株式交換に係る法務（利益相反の問題を含む）に関する指導および評価を依頼し、同事務所から本株式交換は公正性が担保された手続きを通じて、株主の利益が不当に損なわれることの無いように配慮している旨の見解を入手しております。

以上のことから、両社の取締役会は、本株式交換に関する利益相反を回避するための措置を十分に講じているものと判断いたします。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

定時株主総会基準日	(日油技研)	平成 22 年 3 月 31 日
株式交換決議取締役会	(両社)	平成 22 年 5 月 25 日
株式交換契約締結	(両社)	平成 22 年 5 月 25 日
株式交換承認定時株主総会	(日油技研)	平成 22 年 6 月 23 日 (予定)
整理銘柄指定日	(日油技研)	平成 22 年 6 月 23 日 (予定)
上場廃止日	(日油技研)	平成 22 年 8 月 27 日 (予定)
株式交換の予定日	(効力発生日)	平成 22 年 9 月 1 日 (予定)

(注) 本株式交換は、日油においては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ずに行う予定です。

本株式交換の予定日（効力発生日）は、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、日油を株式交換完全親会社とし、日油技研を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、日油については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認決議を経ずに行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	日油 (完全親会社)	日油技研 (完全子会社)
		普通株式
株式交換に係る 割 当 内 容	1	4.3

(注1) 株式の割当比率

日油技研の普通株式 1 株に対して、日油の普通株式 4.3 株を割当交付します。ただし、日油が保有する日油技研の普通株式 (3,200,000 株) については、本株式交換による株式の割当てを行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

日油は本株式交換により、普通株式 6,872,045 株を割当交付する予定ですが、交付する株式は保有する自己株式 (平成 22 年 3 月末現在 5,027,775 株) および株式交換の効力発生日までに取得する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。なお、今後取得予定の自己株式については、本日、別途公表しておりますプレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照願います。

なお、日油技研は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する同社の取締役会の決議により、本株式交換により日油が日油技研の発行済株式総数 (日油が保有する日油技研の株式を除きます) の全部を取得する時点の直前時 (以下「基準時」といいます) において日油技研が保有する全ての自己株式 (本株式交換に関する会社法第 785 条に基づく同社株主の皆様への株式買取請求に応じて取得する株式を含みます) を基準時において消却する予定です (なお、平成 22 年 3 月末現在で日油技研が保有する自己株式は 1,850 株です)。本株式交換によって割当交付される株式数は、平成 22 年 5 月 25 日時点における日油技研の普通株式の発行済株式総数 (自己株式を除きます) および日油が保有する日油技研の普通株式の株式数に基づいて算出しており、日油技研による自己株式の取得・消却等の状況により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、日油の 1 単元 (1,000 株) 未満の株式 (以下「単元未満株式」といいます) を所有することとなる日油技研の株主の皆様においては、所有株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする日油の配当金を受領する権利を有することになりますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。日油の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、日油の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

● 単元未満株式の買増制度 (1,000 株への買増し)

会社法第 194 条第 1 項の規定に基づき、日油の単元未満株式を所有する株主の皆様が日油に対して、ご所有の単元未満株式と合わせて 1 単元となる数の単元未満株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

● 単元未満株式の買取制度 (1,000 株未満株式の売却)

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、日油の単元未満株式を所有する株主の皆様が日油に対して、ご所有の単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、日油の 1 株に満たない端数の交付を受けることとなる株主の皆様については、会社法第 234 条第 1 項および第 2 項の規定により、その端数の合計 (その合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします) に相当する数の日油の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付します。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本株式交換における株式交換比率の算定については、その公正性・妥当性を担保するため、日油はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます）を、日油技研はプライスウォーターハウスコーパース株式会社（以下「PwC」といいます）を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

みずほ証券は、日油および日油技研について、市場株価基準法およびディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます）を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成22年5月24日を評価基準日として、日油については評価基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間、および日油の平成22年3月期業績（決算短信）の発表日の翌日である平成22年5月11日から評価基準日までの期間の東京証券取引所市場第一部における出来高加重平均株価を採用し、日油技研については評価基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間、および日油技研の平成22年3月期業績（決算短信）の発表日の翌日である平成22年5月11日から評価基準日までの期間の大阪証券取引所における出来高加重平均株価を採用しました。

一方で、日油技研の株式の取引高が少ないことを勘案し、さらに将来の事業活動の状況を適切に評価に反映させるために、DCF法による算定を実施いたしました。DCF法については、両社の事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮して両社が作成した2011年3月期以降の両社の将来の利益計画に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて1株当たりの株式価値を算定し、株式交換比率の評価レンジを算定しております。なお、前記利益計画は、日油が足許の厳しい経済環境が改善し、業績が回復、成長することによる増益を見込んで準備・作成しています。

なお、日油株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ		
市場株価基準法	2.76	～	3.01
DCF法	3.74	～	4.68

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および公開情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社とその関係会社の個別の資産・負債について独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。またかかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、ならびにかかる算定は平成22年5月24日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、PwCは、日油および日油技研について、市場株価基準法およびDCF法を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成22年5月24日を評価基準日として、日油については評価基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間、および日油の平成22年3月期業績（決算短信）の発表日の翌日である平成22年5月11日から評価基準日までの期間の東京証券取引所における株価終値平均及び出来高加

重平均値を採用し、日油技研については評価基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間、および日油技研の平成22年3月期業績（決算短信）の発表日の翌日である平成22年5月11日から評価基準日までの期間の大阪証券取引所における株価終値平均及び出来高加重平均値を採用しました。

加えて、将来の事業活動の状況を適切に評価に反映させるために、DCF法による算定を実施いたしました。DCF法については、両社の事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮して両社が作成した2011年3月期以降の両社の将来の利益計画に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて1株当たりの株式価値を算定し、株式交換比率の評価レンジを算定しております。

なお、日油株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の評価レンジは、以下のとおりとなります

採用手法	株式交換比率の評価レンジ		
市場株価基準法	2.76	～	3.01
DCF法	3.64	～	4.75

PwCは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および公開情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でPwCに対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社とその関係会社の個別の資産・負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）について独自の評価または査定を行っていないことを前提としており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。またかかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、ならびにかかる算定は平成22年5月24日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。なお、PwCが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

また、DCF法による算定の基礎として、日油がみずほ証券及びPwCに提供した利益計画の前半には、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは日油が足許の厳しい経済環境が改善し業績が回復、成長すると考えるためです。

② 算定の経緯

日油および日油技研は、上記①の算定の基礎を踏まえ、両社で真摯に協議を重ねた結果、上記2.(3)の株式交換比率が両社にとって妥当であり、また、両社株主の皆様の利益に資するものであると判断し、この株式交換比率に基づく本株式交換に関して平成22年5月25日に開催された取締役会でそれぞれ決議し、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。なお、この株式交換比率は、算定の前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更する可能性があります。

③ 算定機関との関係

みずほ証券およびPwCは、いずれも日油および日油技研とは独立しており、日油および日油技研の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 株式交換完全子会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

日油技研は、新株予約権および新株予約権付社債のいずれも発行していません。

3. 株式交換当事会社の概要（平成 22 年 3 月 31 日現在）

(1) 名称	日油株式会社		日油技研工業株式会社			
(2) 所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号		埼玉県川越市市場新町 21 番地 2			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大池 弘一		代表取締役社長 山下 大四郎			
(4) 事業内容	油化事業、化成事業、化薬事業、食品事業、ライフサイエンス事業、DDS 事業、機能フィルム事業、電材事業、防錆事業、物流・不動産他		化学品（温度管理用示温材、医療滅菌用資材、建設資材、化工材）、火工品（ロケット用火工品）、機器類（電設器材、海洋機器）の製造および販売			
(5) 資本金	17,742 百万円		1,478 百万円			
(6) 設立年月日	昭和 24 年 7 月 1 日		昭和 55 年 12 月 1 日			
(7) 発行済株式数	196,682,752 株		4,800,000 株			
(8) 決算期	3 月 31 日		3 月 31 日			
(9) 従業員数 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	3,806 名（連結）		234 名（連結）			
(10) 主要取引先	油化産業株式会社、アイ・エイチ・アイ・エアロスペース、防衛省		株式会社ケー・エフ・シー、日油株式会社			
(11) 主要取引銀行	みずほコーポレート銀行、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ信託銀行、農林中央金庫		みずほ銀行、みずほ信託銀行、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、中央労働金庫			
(12) 大株主および持株比率 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	株式会社損害保険ジャパン 4.31%		日油株式会社 66.67%			
	日本マスタートラスト信託銀行（信託口） 3.70%		明治安田生命保険相互会社 2.33%			
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 3.47%		住友生命保険相互会社 2.08%			
	株式会社みずほコーポレート銀行 3.37%		白石 賢美 1.69%			
	明治安田生命保険相互会社 3.01%		株式会社損害保険ジャパン 1.25%			
(13) 当事会社間の関係						
	資本関係	日油は、平成 22 年 5 月 25 日現在、日油技研の発行済普通株式の 66.67%を所有しております。				
	人的関係	日油の執行役員 1 名が日油技研の取締役を、従業員 2 名が日油技研の監査役を兼務しております。				
	取引関係	日油は、日油技研に対して、原材料の販売を行っております。また、日油は、日油技研より製品を仕入れております。				
	関連当事者への該当状況	日油技研は日油の連結子会社であり、関連当事者に該当します。				
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態						
	日油（連結）			日油技研（連結）		
決算期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
純資産（百万円）	95,519	86,056	90,810	9,232	9,552	9,957
総資産（百万円）	178,772	162,550	159,411	10,317	10,947	11,309
1 株当たり純資産（円）	461.55	429.21	453.29	1,923.84	1,990.87	2,075.38
売上高（百万円）	159,045	150,320	143,384	7,280	7,793	7,532
営業利益（百万円）	10,005	3,623	5,610	777	812	929
経常利益（百万円）	10,249	4,235	5,988	793	812	958
当期純利益（百万円）	6,559	2,382	3,500	465	470	546
1 株当たり当期純利益（円）	32.81	12.22	18.26	96.94	98.02	113.80
1 株当たり配当金（円）	11.00	11.00	9.00	30.00	30.00	40.00

4. 株式交換後の完全親会社の状況

(1) 名称	日油株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大池 弘一
(4) 事業内容	油化事業、化成事業、化薬事業、食品事業、ライフサイエンス事業、DDS 事業、機能フィルム事業、電材事業、防錆事業、物流・不動産他
(5) 資本金	17,742 百万円
(6) 決算	3 月 31 日
(7) 純資産	現時点では確定していません
(8) 総資産	現時点では確定していません

5. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下取引等のうち、少数株主との取引に該当する見込みです。本株式交換により発生するのれんに関しては現時点では未定ですが、確定次第お知らせいたします。

6. 今後の見通し

日油技研は日油の連結子会社であるため、本株式交換における連結業績および単体業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

7. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、日油技研にとって支配株主との取引等に該当します。日油技研が、平成 22 年 4 月 6 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本株式交換における適合状況は、以下のとおりです。

日油技研は、親会社である日油およびそのグループ企業との間において、日油およびそのグループ企業から自由な企業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しております。また、日油との取引を行う際には、他の企業との取引と同様の基準に基づいて適正に行っており、資本関係による制約を受けることはございません。本株式交換についても、経営の独立性を確保し、上記 1(4)および(5)の施策により公平性を担保した上で判断しており、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しております。

以 上

(参考) 日油の当期連結業績予想 (平成 22 年 5 月 10 日公表分) および前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成 23 年 3 月期)	146,000	7,500	8,000	4,600
前期実績 (平成 22 年 3 月期)	143,384	5,610	5,988	3,500